

基勤企発第0401002号  
平成18年4月1日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局  
勤労者生活部企画課長

労働時間等設定改善実施計画の承認制度の運用に係る留意事項等について

労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(平成4年法律第90号。以下「法」という。)の施行については、平成18年4月1日付け基発第0401006号「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法の施行について」(以下「局長通達」という。)及び平成18年4月1日付け基勤発第0401002号「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法の施行に当たって留意すべき事項について」(以下「部長通達」という。)により、通達されたところであるが、法に基づく労働時間等設定改善実施計画の承認制度の運用については、更に下記の事項に留意の上、円滑な業務運営をお願いする。

## 記

### 1 「同一の業種」の判断

局長通達記の5の(2)により、「同一の業種」の判断が困難な場合については厚生労働本省に照会することとされているが、同一の業種の判断に当たっては、実態として競争関係や横並び意識の生じている事業主の集まりに適用することが法第8条の趣旨と考えられることから、同通達に示されたとおり、できる限り広く弾力的にとらえることとし、例えば、商店街における小売業、飲食店及びサービス業(クリーニング業等)については、同一の業種として取り扱うこととして差し支えないこと。ただし、この場合においては、事業所管官庁は複数となる場合があること。

### 2 事業所管官庁との連携及び公正取引委員会との調整

(1) 労働時間等設定改善実施計画の承認申請については、その円滑な処理を

図るため、局長通達記の12に留意し、事業主からの相談を受けた段階から事業所管官庁との連携を密にすること。なお、相談の段階において、必要に応じ、事業所管官庁とも相談しておくことが望ましい旨、事業主に対して助言を行うこと。

(2) 局長通達記の5の(3)のハの(イ)の「事実上の相談」は、事業主からの正式な申請に先立って、簡単な送付状を付して、別紙1の形式により公正取引委員会事務局又はその地方事務所等に送付し、独占禁止法上の問題点について、公正取引委員会の意向を確認するものであること。

なお、この事実上の相談は、事業所管官庁との事前の協議を経た結果、概ね計画を承認しても差し支えないと判断されるに至った段階で速やかに行うこと。

(3) 公正取引委員会においては、事実上の相談に対して回答を与えるまで、当面は概ね1カ月程度の期間を要するものと考えられるが、公正取引委員会からの連絡がない場合には、適宜意向の確認を行うこと。

(4) 当分の間、公正取引委員会への事実上の相談を行う場合には、その事例及びその結果について、それぞれ相談を行う際又は回答がなされた際に当課まで連絡すること。

(5) 事実上の相談の過程においても、公正取引委員会に対し意見を述べる必要が生じる場合もあるが、公正取引委員会に対し述べる意見の具体例としては、別紙2のような例が考えられること。

### 3 労働時間等設定改善実施計画の目標

実施計画の目標においては、一律又は段階的に具体的時間数等を示して目標とすることのほか、例えば、「各事業場において総実労働時間を5%以上短縮する」のように、各事業場に着目した一定の短縮幅を示すことにより目標とすることも可能であること。

### 4 審議会の意見聴取

地方労働審議会への諮問及び答申については、その例を別紙3のとおり示したので、参考にすること。

### 5 公示による労働者の意見聴取

(1) 労働時間等設定改善実施計画が大部であり、掲示場への掲示が困難なときには、計画の要旨を掲示し、併せて計画の全体を閲覧できる旨を告知すれば足りるものであること。

(2) 複数の者から意見書の提出がある場合も想定されるが、いずれも受理す

ること。

- (3) 意見書を提出した上で、更に意見を申し述べたいという要請があった場合には、意見が網羅された詳細な意見書の提出を改めて求めること。
- (4) 意見書が提出された場合には、当該意見書の概要を地方労働審議会に対し報告すること。
- (5) 関係労働組合又は労働者の代表者ではない者から意見書の提出があった場合の地方労働審議会に対する報告に関しては、関係労働組合又は労働者の代表者からの意見書に準じて取り扱うこと。

## 6 実施計画の変更の指示、取消

実施計画の変更の指示又は取消を行う際には、適切と思われる措置の内容を添えて、厚生労働本省に協議すること。

## 7 取引先事業主等への協力要請

法第11条第2項に基づく協力要請については、別紙4の例文を参考にすること。

## 8 報告

- (1) 実施計画の承認等をしたときは、遅滞なく、当課あて報告すること。なお、実施計画の承認又は不承認をしたときは当該承認又は不承認に係る「実施計画承認申請書」(写)を、変更の承認又は不承認をしたときは当該変更又は不承認に係る「承認計画変更承認申請書」(写)を、承認の取消をしたときは当該取消に係る「実施計画承認取消通知書」(写)をそれぞれ添付すること。
- (2) 承認事業主から「承認計画実施結果報告書」が提出されたとき又はこの他に承認事業主から実施計画に係る報告を徴したときは、遅滞なく、当課あて報告すること。

相談申出書

担当者氏名  
連絡先

1. 申請事業主

| 事業の種類 | 事業の名称 | 事業の所在地 | 代表者(職、氏名) | 常用労働者 |
|-------|-------|--------|-----------|-------|
|       |       |        |           |       |

2. 申請事業主の事業場の労働時間等の現状

3. 労働時間等設定改善措置の実施により達成しようとする目標

4. 労働時間等設定改善措置を実施する事業場

| 事業の名称 | 事業場の名称 | 所在地 |
|-------|--------|-----|
|       |        |     |

5. 労働時間等設定改善措置の内容

6. 労働時間等設定改善措置の実施時期

7. その他

(注) 7には、必要に応じ、事業主の市場占有率等を記載すること。  
1～6については、承認申請書(案)の写しを活用すればよい。

公正取引委員会に対して述べることが考えられる意見の例

- 1 目標の水準について
  - ・ 目標の水準は、労働時間等の設定の改善の観点から適切であること。
- 2 措置の内容について
  - ・ 横並び意識、競争関係等により、1事業主だけでは労働時間等の設定の改善を進め難い状態にあり、労働時間等の設定の改善のためには、この措置が必要不可欠であること。
  - ・ 措置の内容が目標達成に適切なものであること。
  - ・ 各事業主の自主性による措置であること。
  - ・ 需要量等を勘案した場合、一般消費者等の利益を不当に害することとはならないこと。

(注:一般消費者及び関連事業主の利益を不当に害するおそれがあるかどうかは、事業所管大臣が中心となって判断を行うものである。(局長通達記の12))

(別紙3)

● 諮問文の例

番 号  
年 月 日

〇〇地方労働審議会  
会長 〇 〇 〇 〇 殿

〇〇労働局長  
〇 〇 〇 〇

労働時間等設定改善実施計画の承認について（諮問）

労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第8条第4項及び第13条の規定に基づき、別添労働時間等設定改善実施計画の承認について、貴審議会の意見を求める。

● 答申文の例

番 号  
年 月 日

〇〇労働局長  
〇 〇 〇 〇 殿

〇〇地方労働審議会  
会長 〇 〇 〇 〇

労働時間等設定改善実施計画の承認について（答申）

平成〇年〇月〇日付け〇基発第〇〇号をもって諮問のあった標記については、承認して差し支えないものと認める。

労働時間等設定改善実施計画に対する協力について

年 月 日

殿

〇〇労働局長      〇 〇 〇 〇  
( 〇 〇 〇 長 〇 〇 〇 〇 )

労働時間等設定改善実施計画に対する協力について

労働時間等の設定の改善は、労働者の健康と生活ばかりでなく、企業経営や国民経済の活性化にも寄与するものであり、重要な課題となっています。

このような中で、厚生労働省としては労働時間等の設定の改善のための各種の対策を推進しているところですが、労働時間等の設定の改善はとりわけ業種ごとの取組が効果的であるという観点から、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法におきましては、同一の業種に属する事業主が共同で作成した労働時間等の設定の改善のための計画を行政が承認し、その実施に対して行政が援助を行う労働時間等設定改善実施計画の承認制度が設けられ、現在、この円滑な運営を推進しているところです。

さて、貴殿の取引先である〇〇〇〇他〇事業主は、先般、別添のとおり・・・等の措置により、・・・することを目標とする労働時間等設定改善実施計画の承認を受け、当該計画の目標達成に向けて労働時間等設定改善措置の実施に取り組んでいるところです。しかしながら、〇〇〇〇他〇事業主では、・・・であること等から、当該計画の円滑な実施に支障をきたしている状況がみられます。

つきましては、貴殿におかれましても、労働時間等の設定の改善の必要性、労働時間等の設定の改善に資する取引慣行の確立の必要性及びそれら取引先の労働時間等の設定の改善に及ぼす影響の重要性並びに労働時間等の設定の改善に関する特別措置法の趣旨及び同法に基づき承認を受けた当該計画の内容を御理解いただき、当該計画の円滑な実施について御協力をいただきますよう、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第11条第2項の規定に基づき要請いたします。

(別添 労働時間等設定改善実施計画)